

(商工会員の皆様へ)

平成 19 年度

“南あわじ市商工業制度資金利子補給制度のご案内！！”

商工会員の皆様が融資を受けた制度資金(運転資金及び無利子資金を除く)に対して、南あわじ市より商工業振興施策の一環として利子補給されます。

記

対象となる融資

- (1) 政府系金融機関資金(国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫)
- (2) 上記以外の政府系資金
- (3) 兵庫県制度資金
- (4) 商工貯蓄共済還元資金(県商工会連合会)

対象となられる方

- (1) 市内に住所を有し、市内において事業場(店舗を含む。)を設置する個人企業又は市内に事業場(店舗を含む。)を有する法人企業で、同一事業を引き続き 1 年以上経営する商工業者
- (2) 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する会社、個人又は同条第 5 項に規定する小規模企業者で、信用保証協会の保証対象となる業種の事業を営む者
- (3) 市税等の滞納のない者

対象となる資金使途・限度額

市内に設置する同一設備改善計画について融資を受けた制度資金につき、2,000 万円が限度となります。ただし、同年度内に 2 件以上の融資を受けた場合は、その合計額につき 2,000 万円が限度となります。

利子補給期間・補給率

市の予算の範囲内において、商工業者が融資を受けた制度資金について、2 箇年以内の期間につき商工会を通じ、利子補給されます。利子補給の率は、年 1.5 パーセント以内となります。なお、利子補給金は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に、商工業者が金融機関に支払った利子に対して交付されます。

申請窓口・お問い合わせ先

商工会を窓口として、毎年 1 月末日までに「商工業制度資金利子補給金交付申請書」に「利子補給金計算明細書」を添え、市長に提出して承認を受けなければなりません。

〒656-0474 兵庫県南あわじ市市 299-2

南あわじ市商工会 TEL 42-4721

Eメール info@m-awaji.jp